

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年3月5日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 C o C o L o 長岡

所在地 長岡市城内町一丁目611番1

設置者 東日本旅客鉄道株式会社

### 2 変更した事項

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

(変更前) 株式会社トッキー 新潟市中央区花園一丁目1番1号

(変更後) J R 東日本新潟シテイクリエイティブ株式会社 新潟市中央区笹口一丁目9番1

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トレンディ 代表取締役会長 根岸 良司 群馬県高崎市八島町20番地K S ビル2階  
他75者

(変更後) 株式会社トレンディ 代表取締役 根岸 芳郎 群馬県高崎市八島町20番地K S ビル2階 他71  
者

### 3 変更年月日

(1) 令和2年10月1日

(2) 平成31年4月1日 他

### 4 変更の理由

(1) 大規模小売店舗設置者の社名及び本社所在地が変更したため

(2) 小売業者の代表・住所・社名の変更、小売業者の出店及び退店

### 5 届出年月日

令和3年2月5日

### 6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

### 7 縦覧期間

令和3年3月5日から令和3年7月5日まで

### 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp